

# 住民税の寄附金税額控除が変わります

地方税法の改正により、平成23年1月1日以降に支出された寄附金については、住民税（町・県民税）の寄附金税額控除にかかる適用下限額が5,000円から2,000円になりました。

また、被災地の県や市町村に直接寄附をした場合のほか、日本赤十字社や中央共同募金会などに東日本大震災義援金として寄附をした場合にも、所得税の所得控除と個人住民税の税額控除の対象となります。

平成24年度住民税（町・県民税）から寄附金税額控除の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告（所得税に

影響がある方）または住民税申告（住民税所得割がかかる方）が必要となります。申告には『受領書等』が必要となりますので、大切に保管してください。

寄附金税額控除の対象寄附金 都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと寄附金） 住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金

国の控除対象寄附金のうち、都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金  
 「国に対する寄附金」および「政党等に対する政治活動に関する寄附金」を除く

公的年金等に係る雑所得を有する方の所得税の確定申告不要制度の創設について

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となりました。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。上記に該当する方であっても、医療費控除などによる、所得税の還付を受けるための確定申告書については提出することができます。また、上場株式等に係る譲

『受領書等』とは

- 募金団体から交付された受領証または預り証
- 振込依頼書の控えまたは郵便振替の半券（ともに原本に限る。）

● 募金団体により設けられた義援金等の専用口座であることが確認できる新聞記事、募金要綱または募金趣意書等の写し

● 募金団体に対する義援金等が最終的に被災地地方団体や、義援金配分委員会等に拠出されることが明らかにされていることが必要です。

## 2 国 税務課町民税係 ②15

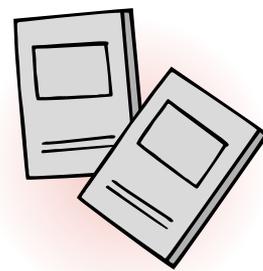
渡損失の繰越控除など、確定申告書の提出が控除適用の要件となっている控除を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

なお、上記に該当する方であっても、住民税の申告は必要となる場合もあります。

● 上尾税務署個人課税部門 電話 770 1800（自動音声案内）

## 町民コメント

みなさんからの意見を募集します



男女共同参画プランの策定にあたり、プラン（案）を公表し皆様からの意見を募集します。

計画名 第2次伊奈町男女共同参画プラン

募集期間 2月3日（金）～3月5日（月）

意見の提出者の範囲 町内在住、在勤、在学の方、町内に事務所または事業所を有する方  
 公表方法 役場人権推進課、図書館、ふれあい活動センター（ゆめくる）および県民生活総合センター出張所での閲覧

町のホームページでもご覧いただけます。

http://www.town.saitama-ina.ig.jp

提出方法 計画名、住所、氏名、電話番号を記入し意見を添えて、直接または郵便、FAX、メールでお送りください。

いただいた意見に対する町の考え方等については、ホームページおよび人権推進課で一括公表します。

提出先

郵便 〒362 8517  
 伊奈町大字小室9493番地 伊奈町役場住民相談室  
 FAX 721 2136  
 メール soudan@town.saitama-ina.ig.jp  
 直接持参 役場2階住民相談室

● 人権推進課女性政策係 電話 2241

# 東日本大震災により被害を受けた方へ

税務署からのお知らせ

平成23年12月に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」などが施行され、所得税などの国税に関して、東日本大震災により被害を受けた方や復興推進に向けた取組を対象として、新たな税制上の措置が追加されています。

平成23年4月に施行された「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」で創設された税制上の措置と合わせて、東日本大震災により被害を受けた方等は、所得税などの軽減・免除を受けることができ、確定申告などの手続を行うことにより、税金の還付を受けることができます。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。

www.nta.go.jp

埼玉県・伊奈町からのお知らせ

大震災により被害を受けた方は、地方税の軽減措置

等を受けられます。軽減措置等を受けるためには、手続きが必要となる場合もありますので、詳しくは、上尾県税事務所不動産取得税担当⑦ 2 7 1 4 9 または税務課⑨ 2 1 5 2 にお問い合わせください。

なお、津波被災区域や原子力災害避難区域については、次のような軽減措置があります(特段の手続きは不要です)。

津波により甚大な被害を受けた区域で、平成23年度課税免除区域として市町村長が指定した区域内の土地・家屋には、原則として平成24年度分の固定資産税・都市計画税は課税されません。ただし、市町村長が、その使用状況などを勘案して、課税することが適当として指定した土地・家屋については、2分の1減額課税または課税となります。

警戒区域・計画的避難区域等のうち市町村長が指定した区域内の土地・家屋には、平成24年度分の固定資産税・都市計画税は課税されません。平成24年1月1日

以前に避難区域等が解除された区域内の土地・家屋は、2分の1減額課税または課税となります。

⑨ 上尾県税事務所不動産取得税担当⑦ 2 7 1 4 9 または税務課⑨ 2 1 5 2

	税制上の措置	概要
県税	不動産取得税の軽減措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>耕作等が困難となった農用地に代わる農用地を取得した場合、不動産取得税の軽減を受けることができます。</li> <li>警戒区域内にあった農用地に代わる農用地を取得した場合、不動産取得税の軽減を受けることができます。</li> </ul>
市(町村)税	個人住民税の軽減措置	住宅・家財・自家用車などに損害を受けた方は、雑損控除の適用を受けることにより個人住民税の軽減を受けることができます。

## 家を新築・増築された方へ

# 家屋調査にご協力ください

新築、増築した家屋については、建築材料、床面積などを調査して、固定資産税の算出基礎となる評価額を決定します。

一部を取り壊したときは、滅失登記を行った場合を除き、町に連絡をお願いします。

該当するお宅には、税務課職員が事前に日程調整のうえ、調査に伺いますので、ご協力をお願いします。

町職員を装う者がいる可能性もありますのでご注意ください。不審に思われた場合は、税務課までお問い合わせください。

また、家屋の全部あるいは

⑨ 税務課固定資産税係⑨ 2 1 5 4

国民健康保険・後期高齢者医療制度ご加入の皆様へ

## 保養施設の補助額が変更になります

増え続ける医療費と税収が伸び悩んでいる影響などから、新年度予算で財源不足が見込まれるため、24年4月1日以降の利用分から次のとおり変更いたします。

旧 大人3,000円 新 1,000円(大人、小人共通)  
小人2,000円

補助限度日数(年度内2泊まで)については、変更ありません。利用される皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、何とぞご理解ご協力のほど、お願い申し上げます。

～国保税の期限内納付・医療費削減にご協力を～

## 本年度特定保健指導委託業者を決定

23年度の特定保健指導を行う業者が次のとおり決まりました。  
業者名 (株)保健教育センター(所在地 品川区西五反田8-9-5)  
なお、保健指導の対象となる方につきましては、1月下旬より通知を順次送付しておりますので、ご自身の健康管理のためにも、ぜひ保健指導にご参加ください。

⑨ 保険医療課国民健康保険係⑨ 2 1 7 1